

当社による注文の取消し時における委託者からの委託注文の取扱い等について

2021年1月27日

株式会社東京商品取引所

I 趣旨

現在、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）においては、2020年10月に発生したarrowhead（現物売買システム）の障害を踏まえ、システム障害に係る「再発防止策検討協議会」（以下「協議会」といいます。）を設置して、システム障害対応やルール整備の在り方について検討が行われているところです。

この度、協議会での検討を背景とした東証における対応方針案等を踏まえ、システム障害等の影響により、当社が取引参加者から行われた注文を取り消さざるを得ない場合に備え、委託者からの委託注文の取扱い等について明確化するため、以下の見直しを行うこととします。

II 概要

項目	内容	備考
1. 委託注文の効力	<ul style="list-style-type: none">当社によって取引参加者から行われた注文を取り消した場合であっても、原則として、委託者から受託取引参加者に対する委託注文は有效であることを明確化します。	
2. 委託注文に関する再発注の要否	<ul style="list-style-type: none">当社が注文を取り消した場合であっても、受託取引参加者は委託者の委託注文に関して再発注することが原則であることを明確化します。ただし、当社による注文の取消し後の受託取引	

項目	内 容	備 考
3. その他	<p>参加者による再発注の要否は、あらかじめ当該受託取引参加者と委託者との間で取決め又は委託者からの指示がある場合には、当該取決め又は指示の内容に従うことについても明確化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引再開判断のための取引参加者に対する確認は、業務責任者を窓口として、取引参加者（直接接続を行っている者に限る）に対して行うこととします。確認を求められた取引参加者は、この確認に回答しなければならないものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 再発注の要否等について約款に定めている場合は、受託取引参加者と委託者との間で取決めがある場合に該当します。

III 実施時期

2021年4月を目指し、取引参加者及び関係機関における対応状況等も踏まえて決定します。

以 上